

平成 17 年 3 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 ACCESS
代表者名 代表取締役社長 荒川 亨
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 福田 謙治
(TEL. 03-5259-3511)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 3 月 30 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 4 月 26 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会（以下「本総会」という。）に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起することならびに今後の新たな人材確保のために使用することを目的として、また、当社顧問に対する報酬の一部とすることを目的として、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 に基づき、下記の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員ならびに経営方針等に関し顧問契約に基づき当社に助言する当社顧問（以下「対象者」と総称する。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,500 株を上限とする。

なお、各新株予約権の行使により発行する株式数は 1 株とする。

ただし、本総会終結後に当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、下記（5）に定める行使価額（以下に定義する。）の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後付与株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前付与株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により付与株式数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後に生じた付与株式数の調整事由に基づく付与株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前付与株式数に適切に反映したうえで、調整後付与株式数を算出するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,500個を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権附社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当り払込金額又は譲渡価額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、発行価額は適切に調整されるものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使期間
平成 19 年 4 月 27 日から平成 27 年 4 月 26 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の消却事由及び条件
消却事由は定めない。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 株式交換及び株式移転による新株予約権の完全親会社への承継及び承継後の新株予約権の内容にかかる決定の方針
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換又は株式移転後の当社の完全親会社(以下「完全親会社」という。)に承継させることができる。
- 1) 新株予約権の目的たる株式の種類
完全親会社の普通株式
 - 2) 新株予約権の目的たる株式の数
上記(2)に記載の付与株式数(調整がなされた場合には調整後の付与株式数)に、株式交換又は株式移転の際に当社株式 1 株に対して割り当てられる完全親会社株式の数(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。
 - 3) 新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額(承継後行使価額)
$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
 - 4) 新株予約権の権利行使期間
上記(6)に定める期間とし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換又は株式移転の効力発生日より上記(6)に定める期間の満了日までとする。
 - 5) 権利行使の条件ならびに消却事由及び条件
上記(7)及び(8)に準じて決定する。
 - 6) 承継後の新株予約権の譲渡制限
承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 新株予約権の割当方法
各対象者に対する新株予約権の割当は、当社取締役会が上記新株予約権発行の目的を達成するために必要と認める条件を定める新株予約権割当契約を各対象者との間で締結し、これに基づいて行うものとする。
- (注) 具体的な発行内容及び割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議を以って決定いたします。

以上